

## 和泉市建設工事業者格付要綱（平成18年5月23日制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定に基づき、市が行う建設工事業者の等級別格付け（以下「格付け」という。）を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（対象業種）

第2条 格付けの対象業種は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、造園工事及びほ装工事とする。

（対象業者）

第3条 格付けの対象業者は、2年毎に行う入札参加資格審査申請を経て建設工事指名業者台帳に登録された者の中から、格付けを必要とする者とする。

（格付け方法及び発注基準）

第4条 前条の対象業者について、次に定めるところにより、当該業者の格付けを行うものとする。

- （1）格付けの基準日は、入札参加資格審査申請の受付を行った直近の4月1日とする。
- （2）建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する経営事項審査結果の総合評定値を用いた別表1の客観点及び別表2により算出された主観点を求め、総合審査点を算出する。
- （3）2年毎に行う入札参加資格審査申請の受付をした年度において、前号の総合審査点をもとに、別表3により、各等級の業者数が概ね均等になるよう格付けを行うものとする。
- （4）前号の規定により等級格付けをした者に対する建設工事発注に係る設計金額の基準は別表3設計金額欄のとおりとする。ただし、発注件数については、発注見通しにもとづき、各等級が概ね均等になるよう毎年設定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本市契約担当課に初めて入札参加資格審査申請を行った業者（過去に登録があり、現在登録のない業者を含む。）又は、現に格付けを受け格付けの基準日とする4月1日以降に登録された業者については、申請書を受理した日から2年を経過した後、最初に到来する格付け時期まで、最下位の等級とする。

3 新たな業種を登録する業者については、その業種に限り、前項と同様に取り扱うものとする。

（格付けの有効期間）

第5条 この要綱に基づき決定された格付けの有効期間は、当該格付けを行った年度の6月1日から翌々年度の5月31日までとする。

2 格付けの基準日とする4月1日以降に登録された業者、若しくは、新たな業

種を登録する業者についてはその業種に限り、申請書を受理した日から起算し3か月を経過するまでの間は待機期間と位置づけ、その間は格付けの効力は発生しないものとし、入札及び契約行為は行えないものとする。

(指名委員会の審査を要しないもの)

第6条 和泉市建設工事請負業者指名委員会規則(昭和50年和泉市規則第20号)第3条第3号の規定に基づく委員会の審査を要しないものは、この要綱で定める別表3で運用する場合とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、業者の格付けについて必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
- 2 この訓令の制定に伴う特例措置として、土木一式工事に係る格付けを現に受けている対象業者については、次の格付け時期までの間に限り、従前の等級から2等級以上の昇格又は降格をさせないものとする。ただし、従前の格付けがE等級である場合は、2等級の昇格まで認めるものとする。
- 3 市は、平成19年度末までの間に、この訓令による制度について検討を行い、必要と認める場合は、見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、平成26年9月16日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の和泉市建設工事業者格付要綱の規定は、平成30年6月1日以後に指名する入札について適用し、同日前に指名した入札については、なお従前の例による。

附 則

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この訓令は、令和2年6月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の和泉市建設工事業者格付要綱の規定は、令和2年6月1日以後に指名する入札について適用し、同日前に指名した入札については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月30日）

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月9日）

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の和泉市建設工事業者格付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に指名通知（公募の場合は公表）する入札について適用し、同日前に指名通知（公募の場合は公表）した入札については、なお従前の例による。

附 則（令和4年5月31日）

1 この訓令は、令和4年6月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の和泉市建設工事業者格付要綱の規定は、令和4年6月1日以後に指名通知（公募の場合は公表）する入札について適用し、同日前に指名通知（公募の場合は公表）した入札については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月22日）

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月17日）

1 この訓令は、令達の日から施行する

## 別表 1

### I 客観点の算出方法

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する経営事項審査結果の総合評定値（P点）とする。

ただし、格付けを行う年度の4月1日現在の最新のものを使用するものとする。

## 別表 2

### II 主観点（発注者別評価点）の算出方法

地元要素、工事成績、福祉対策、環境対策等、防災協定及び安全衛生対策の評価点の合計値とする。

ただし、地元要素、福祉対策、環境対策等及び安全衛生対策の評価基準日は、入札参加資格申請時のものとする。

#### 1 地元要素

和泉市建設工事指名業者選定要綱第3条第1項に定める市内業者については100点を加算し、準市内業者については50点を加算する。

#### 2 工事成績

格付けを行う年度前2年度の入札工事に係る工事成績評定点の平均点（小数点以下四捨五入）を加算する。ただし、格付けを行う年度前2年度の間に入札工事に係る工事施工実績がない場合は55点を加算する。

#### 3 福祉対策

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号から第6号までの規定のいずれかに該当する障害者である労働者を、常時雇用する者で、以下のいずれかに該当する場合は10点を加算する。

（1）同法に基づく障害者雇用義務がある者で、障害者雇用率が同法施行令に定める率を超える者

（2）同法に基づく障害者雇用義務がない者で、障害者を雇用している者

#### 4 環境対策等

審査登録機関（公益財団法人日本適合性認定協会が審査登録機関に認定したものに限る。）が認証したISO9001又はISO14001を取得している業者は次の点数を加算する。

両方とも取得している場合 20点

いずれか一方のみ取得している場合 10点

#### 5 防災協定

本市と防災協定を締結した業者及び団体（団体の場合は各加盟業者）

については20点を加算する。

ただし、格付けを行う年度の4月1日現在に防災協定を締結していることを条件とする。

#### 6 安全衛生対策

労働災害防止団体法に基づき設立された団体（建設業労働災害防止協会等）に加入している業者は10点を加算する。

別表3 業種別の等級格付及び工事設計金額表

業種	等級	総合審査点	設計金額
土木一式	A	930点以上	1500万円以上 1億5000万円未満
	B	800点以上 930点未満	300万円以上 1500万円未満
	C	800点未満	300万円未満
建築一式	A	860点以上	3900万円以上 9000万円未満
	B	860点未満	3900万円未満
電気	A	800点以上	1400万円以上 9000万円未満
	B	800点未満	1400万円未満
管	A	870点以上	1700万円以上 9000万円未満
	B	870点未満	1700万円未満
造園	A	870点以上	400万円以上 9000万円未満
	B	870点未満	400万円未満
舗装	A	800点以上	900万円以上 9000万円未満
	B	800点未満	900万円未満

(注) 総合審査点＝経営事項審査総合評定値(P点)＋地元要素＋工事成績＋福祉対策＋環境対策等＋防災協定  
＋安全衛生対策

原則として、業種別の等級格付及び工事設計金額表に記載のある等級の入札方式は公募型指名競争入札とする。

※設計金額の適用期間：登録の初年度（1年目）は6月1日～翌3月31日とし、次年（2年目）は4月1日から翌5月31日までとする。